

**障がいがある方またはその方のために使用される軽自動車をお持ちの方へ****一定の要件に該当する場合は軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます****◆対象となる車両**

- ・本人運転車両…身体および精神に障がいのある方(以下、「身体障がい者等」)が所有し、運転している車両
 - ・生計同一者運転車両…身体障がい者等の通院、通学、通所などのために生計を共にする家族が所有し、運転している車両
 - ・身体障がい者等、または身体障がい者等と18歳未満の者で構成される世帯で、常時介護する方が運転するもの
- ※減免は普通自動車税(種別割)との重複はできません。

◆対象となる障がいの等級

手帳の種類	障がいの程度
身体障害者手帳、 戦傷病者手帳	税務課までお問い合わせください。
精神障害者保健福祉手帳	[1級]のみ減免対象
療育手帳	[A]判定のみ減免対象

◆申請に必要な書類

- ・申請書(税務課および各支所総合窓口室にあります)
- ・該当する手帳、運転者の運転免許証、車検証、身体障がい者等の印鑑および個人番号の分かるもの

◆申請期間 4月1日(金)～5月2日(月)**◆申請窓口** 税務課または各支所総合窓口室

☎ 税務課 ☎0859-54-5208

**大山町ひとり親家庭児童
小学校及び中学校入学支度金**

ひとり親家庭児童の福祉向上を図るため、ひとり親家庭の新入児童に入学支度金を支給します。

◆対象者

大山町に住所のあるひとり親家庭(母子・父子家庭)の児童が小学校・中学校に入学する家庭で、養育者の前々年(令和2年)分の所得税が非課税の方(生活保護世帯は除く)

◆支給額 1人あたり10,000円**◆申請に必要なもの**

- 振込口座の分かるもの
- 児童扶養手当証書(支給停止通知でも可)または、ひとり親家庭の特別医療費受給資格証など、ひとり親家庭であることがわかるもの

※上記の証明書等をお持ちでない方はお問い合わせください。

◆申請期間

4月1日(金)～4月20日(水)

◆申請先

福祉介護課(保健福祉センターなわ)

☎0859-54-5207

**令和4年度固定資産税の縦覧・閲覧ができます**

<縦覧> 納税者が所有する土地・家屋と他の土地・家屋の価格を「縦覧帳簿」で比較し、その価格が適正であるかを確認できる制度

◆期間 4月1日～5月31日(土・日・祝日を除く)**◆場所** 税務課、各支所総合窓口室**◆縦覧できる方** 土地または家屋を所有する納税者(課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため縦覧不可)

※土地、家屋のいずれかの資産を所有している方は、その資産のみの縦覧。納税管理人、同世帯の方も縦覧可。

◆縦覧できる内容

- 土地…所在、地番、地目、地積、価格
- 家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※所有者・課税標準額は記載なし。

◆必要なもの 納税通知書(前年度分でも可)、運転免許証などの本人確認できるもの**◆手数料** 無料**◆その他** 縦覧帳簿のコピー不可

<閲覧> 自分の土地・家屋の評価額などを記載した名寄帳の閲覧

◆場所 税務課、各支所総合窓口室**◆閲覧できる方** 納税義務者、納税管理人、同世帯の方**◆必要なもの** 納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証などの本人確認できるもの**◆手数料** 縦覧期間中は閲覧無料

※名寄帳のコピーは1枚につき20円必要

☎ 税務課 ☎0859-54-5208

**大山町特定新規学卒者
就職促進奨励金**

中学校・高等学校・専門学校などを新規に卒業される方のうち、身体障害者手帳などを持ち、就職される方(雇用契約のある作業所など)に、就職促進奨励金を支給します。

◆対象者

- 保護者または世帯主が大山町内に住所があり、次のいずれかに該当する方
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 社会的事情により就職が著しく阻害されている者(雇用保険法施行規則第32条第5号)

◆支給額 1人あたり25,000円**◆申請に必要な物**

- 身体障害者手帳など
- 雇用証明書

◆手続期限

就職後30日以内

◆申請先

福祉介護課(保健福祉センターなわ)

☎0859-54-5207